

## D. スチュアート経済学における理論と実践

——「正義と便宜の一般的諸原理」をめぐって——

篠原久

### 1. はじめに

ドゥーガルド・ステュアートは、「自然法学」からの「経済学」の形成をあとづける過程において、(自然的)正義と(政治社会の)便宜にかかわる問題に直面し、この問題が近代社会の主要な課題であるという認識を確認すると同時に、これを、スミス経済学を継承し展開させる重責を担う自己の終生の課題のひとつに設定したのであった。<sup>1)</sup> 1793年の年頭、「アダム・スミスの生涯と著作」と題した「エディンバラ王立協会」での講演において、彼は新しい科学としての経済学の課題を次のように述べている。

「現代の研究課題として残されたのは、正義と便宜との普遍的諸原理 (universal principles of justice and of expediency) であって、これらは、どの統治形態のもとにあっても社会秩序を規制するはずであり、またこれらの目的は、政治的結合に由来する諸利益を、共同社会のすべてのさまざまな成員のあいだに、できるかぎり公平に分配することである。<sup>2)</sup>」

1) この点については、拙稿「ドゥーガルド・ステュアートの道徳哲学——「自然法学」と「政治学」をめぐって——」(田中正司編著『スコットランド啓蒙思想研究——スミス経済学の視界——』北樹出版, 1988年所収)を参照。

2) Dugald Stewart, 'Account of the Life and Writings of Adam Smith, LL. D.,' in *The Collected Works of Dugald Stewart*, edited by Sir William Hamilton, 11 vols. (Edinburgh, 1854-60, reprint, Westmead, 1971), vol. X, p. 54. 福鎌忠恕訳『アダム・スミスの生涯と著作』御茶の水書房, 1984年, 62ページ。

ところでホーコンセンは、このステュアートの、「正義についてだけでなく、便宜についての『普遍的諸原理』という驚くべき観念」に当惑しつつも、その真意を次のように理解しようとしている。

「便宜の諸手段は、その本性上、特定の時代の特定の社会の特定の緊急事態を配慮しなければならないので、これらの背後にある普遍的諸原理について語ることはどれほど意味があるのか疑わしいけれども、ある『普遍的な』社会秩序が存在するような状況においては、それはおそらくもっと意味があるものとなるであろう。……彼は、将来に存在しうる偉大な社会秩序について、すなわち知識の増大と普及とともに次第に展開してゆくであろう自然的体系について語っているのである。確かにステュアートは、現実の社会では正義と功利〔＝便宜〕との関係が複雑であることに十分気づいているが、彼が心に描く社会的進歩のまさに核心においては、両者は次第に一致するであろう。」<sup>1)</sup>

ステュアートが印刷術による知識の普及に大きな期待をよせ、啓蒙された世論によって支持される自然的社会秩序のもとで、正義と便宜の一般的諸原理が一致すると考えていたことは確かであろうし、またスミス以上の「楽観主義」をステュアートのなかに見いだすホーコンセンの見解<sup>2)</sup>は決して誤りとはいえないであろう。しかしステュアート経済学の評価にあたっては、われわれはむしろ、ホーコンセンのステュアート評価を逆の方向に読み返す視点が重視されねばならないと考えている。すなわち、「ステュアートは、普遍的・自然的社会秩序においては正義と便宜とが次第に一致するであろうと期待していたけれども、現実の社会では両者の関係の複雑さに十分気づいていたのである」と、というのも、ステュアートは、現実の社会におけるスミス経済学の「一般的諸原

1) Knud Haakonssen, 'From Moral Philosophy to Political Economy : The Contribution of Dugald Stewart,' in V. Hope (ed.), *Philosophers of the Scottish Enlightenment* (Edinburgh, 1984), pp. 225-6. [ ] は引用者の補足。以下同様。

2) 「ステュアートのこの楽観主義は、まさにその最高度の確信によってスミスから区別されるものであって、この確信は、事物の自然的運行を加速させる軽率な行動に対する彼のあらゆる警告や、漸進主義への彼の奨励……等によっても、決して弱められてはいない。」*Ibid.*, p. 226.

## D. スチュアート経済学における理論と実践

理」の適用（もしくは誤用）という問題を常に念頭に置いていたのであって、しかもそのさいに「理論」（一般的諸原理）と「実践」（政策）との関係を、「正義」と「便宜」の問題の一変種としてとらえていたと思われるからである。

## 2. 『スミス伝』における問題提起

スチュアートは『国富論』の解説を意図した『スミス伝』の第4節<sup>1)</sup>において、「スミス氏の体系の基本的諸学説」を提示したあと、まず次のような二つのコメントを付している。

「以上のことがら、スミス氏によれば、諸国民の商業政策を指導しなければならない自由主義的諸原理である。そして、この諸原理の確立を助長することこそ、立法者たちの偉大な目的でなければならない。この理論の実施がどのようなやり方で個々の事例において行われるべきかは非常に異なった性質の問題であり、これに対してはさまざまな国において、事態のさまざまな事情に応じて解答が異なるに違いない。スミス氏の著作のごとき思弁的作品においては、この問題の考察は氏の一般的計画の中に適当に収らなかった。しかし、氏が政治理論の早急な適用から惧れられなければならない危険に十分気づいていたことは、単に氏の著作の一般的基調からばかりでなく、この主題に関して氏がはっきり言明した若干の折りにふれての所見から明らかである<sup>2)</sup>」

- 1) この節の特異な性格については、福鎌、前掲訳書「訳者解説」（五、『国富論』解説簡略化とその原因）355-60ページ、および拙稿「ドゥーガルド・スチュアートとスコットランド啓蒙思想——「経済学講義」をめぐる——」（『上ヶ原三十七年——久保芳和博士退職記念論集——』創元社、1988年所収）を参照。
- 2) Stewart, 'Life of Smith', *Works*, X, p. 62. 邦訳71-2ページ。なお、「スミス氏の基本的諸学説」としてスチュアートが提示しているのは次のものである。この文章は、彼の『経済学講義』第2篇第3章「交易について」（Of Trade）の冒頭でそのまま引用されている。

「氏の思弁の偉大で主要な対象は、人間精神の諸原理や人間の外的立場の諸状況の中で自然によって行われている、国富の資源の漸進的で進歩的な増大への準備を例証することであり、また、一国民を偉大さまで進歩させるための最も効果的な計画が事物の秩序を維持することであることを証明することである。そもそも自然は各人に彼が正義の諸規則を遵守するかぎりにおいて、自分なりのやり方で自分の利益を追求することや、自己の勤勉や自己の資本の双方

「一般的諸原理の実践的適用についてのこれらの警告は、『国富論』の著者から出されることが特に必要であった。氏の著作が主要目的として勧告している交易〔貿易〕の無制限な自由は、政治家の怠惰心におもねることによって、絶対権力を帯びている人びとにこの自由を直ちに実施しようという考えを示唆する強い傾向を持っているからである。」<sup>1)</sup>

最初のコメントに続いてステュアートは、「政理論の早急な適用」に由来する危険にスミスが気づいていた事例を『国富論』と『道徳感情論』から引用しているが、われわれにとって興味深いのは、第二のコメントに続いて、「貿易の無制限な自由」に対するフランスの財務総監ネッケル (Jack Necker, 1732-1804) の次のような警告が肯定的にとりあげられていることである。

「政治家の安穩にとって、穩健の精神ほど嫌なものはない。なぜなら、この精神は彼に終身的観察の罪を宣告し、彼に自分の知恵の不十分さを常に示し、そして彼に自己自身の不完全さの憂うつな感覚を残すからである。それに反し、若干の一般的原理の庇護の下に、体系的政治家は終身的平穩を享受

---

を同胞市民たちのそれらと最大の自由競争の状態に置くことを許すことによって、事物の秩序をすでに指示しているのである。例外的な奨励によって、ある特別な種類の産業の方に、そこへ自然に帰してゆく分量以上に大きな、社会の資本の配分を引寄せようと努めるとか、あるいはまた、異常な制限によって、ある特別な産業種目から本来その産業で使用されるはずの資本の中の幾分かの分け前を強要しようと試みたりするようなすべての政策体系は、それが増進しようと意図する偉大な目的にとって事実上は破壊的なのである。」 *Ibid.*, p. 60. 邦訳69ページ。 Cf. *Lectures on Political Economy*, 2 vols., vol. II, in *Works*, IX, pp. 3-4.

- 1) 'Life of Smith,' *Works*, X, pp. 63-4. 邦訳73ページ。
- 2) *Ibid.*, pp. 62-3. 邦訳72-3ページ。これらの引用の一部を以下に示しておく。「それゆえ、完全な自由および正義の自然的体系はどのようにして漸次的に回復されるべきかの決定を、われわれは将来の政治家と立法者の知恵に託さざるをえない。」 (Cf. *Wealth of Nations*, Glasgow edition, vol. II, p. 606. 大河内一男監訳『国富論』II, 中央公論社, 1976年, 371ページ。「その公共精神がまったく人間愛と慈愛によって促進されている人は、既成の諸権力と諸特権を、個々人のものであっても尊重するであろうし、国家が分割されている大きな諸階層と諸社会のものであれば、なおさらであろう。……彼が正しいことを樹立しえないばあいには、彼は、まちがったことの改良を軽蔑しないであろう。そして、ソロンのように、最善の法体系を樹立しえないばあいには、人民が耐えうるかぎり最善のものを、樹立しようと努力するであろう。」 *The Theory of Moral Sentiments*, Glasgow edition, 1976, p. 233. 水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房, 1973年, 468ページ。

## D. スチュアート経済学における理論と実践

する。ただ一つの原理，すなわち，貿易の完全な自由という原理の助けにより，彼は世界を統治せんとし，人間的事象を諸個人の偏見や利己心の作用のもとで勝手に整備されてゆくのに委せようとするであろう。もし，偏見や利己心がお互いにぶつかり合っても，彼はその帰結について何ら心配しない。彼の主張によれば，結果について判定できるのは一，二世紀が過ぎ去ったのちだという。もし，彼によって公事が投げこまれてしまった無秩序の帰結として，彼の同時代人が，こんな実験におとなしく服するのをためらうと，彼は彼らを短気だと非難する。彼らの蒙ったことについては，彼らだけが責められるべきで，彼に責任はない。そして，この原理が以前と同じ熱意と同じ信頼で教えこまれ続ける<sup>1)</sup>。」

この警告は，ネッケルの著作『コルベール氏の頌辞』(Eloge de M. Colbert, Paris, 1773) のなかに見られるものであるが，ステュアートはこの『頌辞』を，「その思弁的見地では狭く誤っているとはいえ，実践的性質の正当で重要な反省に富んだ一成果である」との評価を下している<sup>2)</sup>。このステュアートの論点は，のちの『経済学講義』のなかで具体的に展開されるべきものであった。しかしながらステュアートは，ネッケル評価のあと直ちに，以上のように「一般的諸原理の早急な適用」のディメリットを指摘したからといって，「完全な立法の諸原理を描き出そうと試みる政治理論」の価値を少しも損ねるものではないとことわり，「スミス伝」の講演の前年に出版された自己の処女作『精神哲学要綱』(1792年) から，理論とその適用(実践)に関する次のような結論的叙述を引用し，同時にこれを「スミス氏の基本的諸学説」に対する最終的(結論的)コメントとしたのであった。

「そのような理論〔社会の完全な秩序に関する思索——『要綱』での表現〕は……政治家が目標としなければならない窮極的対象の記述としてのみみなされるべきである。彼の政権の平穩や彼の施策の直接の成功は，彼の良識

1) 'Life of Smith,' Works, X, p. 64. 邦訳73-4ページ。

2) Ibid., 邦訳74ページ。

(good sense) と彼の実践的手腕 (practical skill) に依存している。そして彼の理論的諸原理だけが、彼をして自己の施策を着実かつ賢明に指導させ、人類の向上と幸福を促進させることができるのであり、また一時的便宜のさらに限られた見地によって、彼がこれらの重要な目標から万<sup>1)</sup>一にも協道にそらされないよう阻止するのである。」

「一般的諸原理の実践的適用」についてのステュアート自身の警告の具体例は、彼の『経済学講義』のなかに散見されるが、その指摘に先立ってわれわれは、「理論」と「実践」との関係が詳細に論じられている『要綱』の当該箇所でのステュアートの諸論点を確認しておかねばならない。

### 3. 一般的諸原理とその適用——『精神哲学要綱』での論旨

『精神哲学要綱』(第1巻)第4章は、人間の精神能力 (faculty of the Mind) のひとつとしての「抽象力」(Abstraction) を種々の観点からとりあげたものであるが、その最後の第8節は「同じ主題の続き——政治学における一般的諸原理の効用と誤用」と題せられ、第6節の課題である「一般的諸原理の早急な適用の結果として、思索ならびに行動においてわれわれの陥りやすい誤謬」を、(第7節に続いて) 具体的な問題に即して展開したものである。<sup>2)</sup>

1) *Ibid.*, pp. 64-5. 邦訳74ページ。Cf. Stewart, *Elements of the Philosophy of the Human Mind*, vol. 1, in *Works*, II, p. 240.

2) 第4章「抽象について」の各節の表題は次のようになっている。

第1節「この精神能力についての一般的観察」

第2節「一般的名辞を用いるときのわれわれの思考の対象について」

第3節「前節の主題に関する若干の近代の哲学者たちの意見についての批評」

第4節「同じ主題の続き——思考の手段としての言語の使用と、それが時おり引き起こす推論の誤りに関する考察」

第5節「抽象と一般化の諸力能が役立つところの諸目的について」

第6節「一般的諸原理の早急な適用の結果として、思索ならびに行動においてわれわれの陥りやすい誤謬について」

第7節「同じ主題の続き——抽象と一般化の習慣が異なることに由来する諸個人の知的性格の相違」

第8節「同じ主題の続き——政治学における一般的諸原理の効用と誤用」

## D. スチュアート経済学における理論と実践

ここでステュアートは、「通常の言語と先入見」に従って「理論」と「経験」とを対比させ、政治的推論家にも「経験」尊重派の人びとと、「理論」尊重派の人びとが存在するという事実を指摘している。すなわち「人類の現実の諸制度」をわれわれの結論のための唯一安全な基礎とみなして、「すでに実現された計画を模倣したものではないあらゆる立法上の計画」を空想的だと考える人びとと、「事物の特定の状況と結びついた人間本性の既知の諸原理から先験的に (*a priori*)」推論してよいと考える人びとである。しかし彼自身は、本来の「理論」が、「経験」と対立するどころか、「最も広範な経験によってのみわれわれが獲得できる諸原理についての知識」を意味していること、また「政治理論家」が慎重かつ哲学的にことを進めようとするなら、「政治的経験主義者」と同様に、自己の結論を究極的には「経験」に基礎づけねばならないことを、読者に想起させている<sup>1)</sup>。

ところが現実には、「実務の習慣によってのみ獲得でき、最も啓発的な政治家でさえ、それがなければ自己の計画を実行に移そうと試みる時にはつねに不利に思われるような、ある程度の手腕」があって、これがしばしば「経験」という言葉で表現され、しかも「立法理論」の研究家がこの種の手腕をもっていることがめったにないことから、「政治学」は「日常の慣例業務」(routine)のことからにすぎず、そこでは「哲学」はむしろ成功への障害になると考えられている<sup>2)</sup>。こういう俗見を批判するため、ステュアートは「立法の(もしくは統治の)

---

「諸個人の知的性格の相違」を論じた第7節の次の結論は、第8節との関連で注目されるべきものである。「理論的知識と実践的手腕とが同一の人物においてうまく結合しているとき、人間の知的力能は完璧であるように思われ、これによって彼は、詳細な日常業務 (details of ordinary business) をみごとに手ぎわで処理することができると同時に、新奇で冒険的な諸状況に伴う未経験の諸困難 (untried difficulties) にもうち勝つことができるようになる。」 *Elements, in Works, II, p. 219.* 第7節はこのほかに、「科学者」と「大衆」および「哲学」と「常識」との関係論じた興味深い論点が含まれている。

1) *Ibid.*, p. 220.

2) *Ibid.*, p. 221. したがって「詳細な役人仕事 (official details) のなかでもまれてきた政治家は、実践的技師 (practical engineer) にたとえられ、思弁的立法家は、生涯を書物と図形のなかで過ごしてきた機械理論家 (theoretical mechanic) にたとえられている。」 *Ibid.*

技術」(政治学の一般的諸原理の適用)を、「機械学上の一般的諸原理の適用」と比較しつつ、以下の4点にわたって「政治学の一般的諸原理」の特徴とその効用を指摘している。

(1) 実践の場での詳細な観察の必要性をめぐって

機械学上の諸原理の実践的適用のばあいにみられる誤謬は、その大部分が「抽象の習癖」が生み出しがちな結果に帰せられる。というのも、この習癖は「理論の不完全さを修正しうる唯一の手段である知識の適用」に注意を向けないことが多いからである。したがってこの種の誤りは、「生来の趣味や初期の習癖」によって、「現実の喧騒や、骨の折れる詳細で状況に即した観察」よりも「書斎での思索」のほうを好むようになった人びとに起こりがちである。政治学においても、ある種の諸原理は、具体的諸事情への注意不足が原因でその適用が誤られることがある。すなわち「特定の諸政府の若干の実例から演繹された諸原理」が立法者の採用すべき普遍的な政治的格言として例示されるばあいである。しかしこの種の誤用は、「思弁的な機械理論家」のばあいのように「理論〔抽象〕への愛好」に帰せられるべきではなく、「時の承認が有利に与えられていると想定される諸格言への無知な崇拜と、容認された世論への無抵抗的な黙従」に由来するのであって、この種の欠点は「哲学」によってのみ矯正されるのである。

ところが「われわれの推論にとってずっと確実な基盤となる」別種の政治的諸原理がある。すなわち「人間の基本構造と、人間の事象を規制する一般的諸法則とを吟味することによって獲得しうる諸原理」であって、これらは「現実の諸制度の歴史から引き出されるどの推論よりもずっと広範な帰納の結果」である。この種の諸原理の実践的適用に当っては、特有な状況に注意を払うことは必要ではあるけれども、機械技術や私的業務の運営において不可欠な「細かな状況への細心の注目」は不要である。むしろ「細部」(details)にこだわりすぎることは、危険でさえあって、「人間の事象に関する抽象的で包括的な見解」をもつことを不可能にさせる。そもそもこういう幅広い視野のみが、政治家に



自己の行動を規制するために必要な「確固として信頼しうる諸格言」を与えることができるからである。<sup>1)</sup>

(2) 実践的適用に伴う「諸困難」の性質をめぐって

「機械技術」においては、一般的諸原理の適用を制限する諸困難は、時が経過してもつねに同一のままであり、過去の経験においてわれわれがそれらに関して行なった諸観察がいずれも、将来の実践的手腕の確実な基礎となり、理論の欠陥を補うことにもなる。しかし「統治の技術」において生じる実践上の諸困難は、まったく異なった性質のものであって、たえず変化する「人びとの諸情念と諸意見」に主として由来する。したがってこれらを克服するために必要な手ぎわは、「過去に関するわれわれの諸観察の正確さよりも、むしろ将来に関するわれわれの推測の明敏さ」に依存することになる。とりわけ現代のような、「印刷術による急速な伝達と知識の全般的普及が、諸政治社会の立場を以前のどの状態からも本質的に変化させ、あらゆる突発事故に対して人間理性の進歩を確実に保証しているとき」には、あえて次のように予言してよいであろう。すなわち「最も成功的な政治家は、過去の経験を十分に考慮に入れ、主として自己の時代に特有の状況と、人類の将来の歴史に関する啓発的な予想とにおいて、自分の行動の諸規則をさぐるような人物である」と。<sup>2)</sup>

(3) 特定の「事実」の確定をめぐって

機械技術においては、ある時点で特定の事実の確実性について当惑したとしても、つねに「実験」によってそれを確かめることができるが、政治学のばあいはこのことは不可能である。というのも、状況の結合が正確に同じである二つの事例を見いだすことが困難であるばかりでなく、「人類の政治的経験についてのわれわれの知識」が、通常想像されているよりもずっと不完全であるからである。「政治学において事実問題といわれているものの大半は理論にはかならない」のであって、この科学では、われわれが「思索」に対して「経験」

1) *Ibid.*, pp. 221-22.

2) *Ibid.*, p. 223.

を対置していると考えているとき、実は「一つの理論に対して別の理論を対置しているにすぎない」ことが多いのである。このことは、現実の統治状態についての正確な観念を「一般的記述」によって伝えることがいかに困難であるかを想起することによって十分に納得いくであろうが、そのような記述が多少とも理論的にならざるをえないことは、次の二つの事例によって明らかであろう。

第1に、「特定の諸統治構造をそれらに関する体系的記述（たとえばモンテスキューやブラックストンがイングランドのそれについて与えたような記述）の手助けによって研究する必要性は、特定の諸言語を文法家の諸著作を参照することによって研究するのがほとんどのばあい好都合であるのと同様な状況に由来する」ということであって、しかもなお、ある言語を、読書や会話の実践的援助なしに、一般的諸規則によって完全に教えることが不可能であるように、特定の統治形態の体系的記述からえられる知識も不完全であることを念頭におく必要がある。第2に、実定法や国制の形態からは理解しえない「特定の時期に現実<sup>1)</sup>に働いている統治の精神 (spirit)」というものがあって、これはつねに「国民の諸観念と生活様式と性格における漸次的で記述しがたい変更」や「共同社会のさまざまな階層間の諸関係における変化」によって、大いに影響を蒙るということである。

#### (4) 因果関係の確定をめぐる

機械技術においては、機械のさまざまな構成部分がすべて「物理法則」に従っており、ある結果の原因をさぐりあてることが比較的容易であるので、最終的には必ず技術家の誤謬をつきとめることができる。これに対して「政治的体系」においては、動物体におけると同様に、その全般的構造が健全であるばあいには、部分的障害を癒すに十分な一種の治癒力 (*vis medicatrix*) が存在するので、人間的技術の誤謬はしばしば「自然の知恵」によって修正され隠蔽される。「統治の一般的精神の結果として、平穩と自由を享受しているどの社会にお

1) *Ibid.*, pp. 223-25.

## D. スチュアート経済学における理論と実践

いても、われわれが立法府の聡明さに帰しがちな政治的秩序の大部分は、諸個人の利己的追求の自然的結果であって、……それどころか、そのような社会ではどこでも、改良に向かう自然的傾向はひじょうに強く、人間的諸制度の不完全性が社会の進歩に対して課する多くの強力な障害を克服するほどである。」したがって機械技術においては、理論の誤りが、一般的諸原理に依拠することなしに、試行錯誤によって修正されうるけれども、「統治の機械」においては、政治家の影響力のほかに、ひじょうに多様な諸力が働いているので、「立法の技術が経験だけによってその最大可能な完全性にまで到達することを期待するのはむなし<sup>1)</sup>いことである。」

スチュアートは以上のように、とりわけ「一般的諸原理」の効用面を強調して、理論と実践にかかわる問題を論じてきたが、このような視点に対しては、依然として次のような反論が提示されるかもしれない。すなわち、

「現代ヨーロッパの最も不完全な諸統治においてさえ、われわれは、それらがひじょうに大きな程度にまで社会的結合の主要な目的を確保しているという、経験に基づく証拠をもっている。これらの確かな諸利益を、たんなる理論によって示唆される諸変化の不確実な結果のためになぜ危険にさらすのか。世界の歴史からみて、諸国民の運命が通常たどったものよりも大きいと思われる、ある程度の政治的幸福になぜ満足しないのか<sup>2)</sup>と。」

理論の実践への適用に関する「この懐疑主義的な傾向」に対しては、スチュアートは次のように付言する。どの政府においても、既存の権威の安定と影響力とは「政府の諸施策と世論の潮流との一致」に依存しなければならないこと、そして現代ヨーロッパにおいては、「印刷術の発明と言論の自由」の結果として、世論が「われわれの大部分の政治的実例がそこから引き出されているところの古代の諸国家においては決してもたなかった優勢な地位」を人間的事象において占めるようになったこと、このことの重要性をまず認識する必要があ

1) *Ibid.*, pp. 226-27.

2) *Ibid.*, p. 227.

る。「突然で早急な革新」は、これを「いくら厳しく非難してもしすぎることはない。」しかし正反対の極端に走り、「時代の精神が要求するあの漸進的で必然的な改革」に執拗に反対することによって、逆に「われわれが予防しようと強く望んでいる弊害そのもの」を社会にもたらすことになるのだ<sup>1)</sup>。したがって「政治的英知の完成」は、「改革に対するみさかいのない反感」にではなく、「既存の諸制度を、人類の変化する意見、生活様式および諸状況に、漸進的かつ慎重に適合させること」にある。確かに、大衆が不完全にしか啓蒙されていないときには、彼らはしばしば「デマゴグの術策」に誤導されるであろうし、善良な人びとでさえ「理論的完全性の観念に陶醉して」、彼らの同時代人の平穩を「将来の善への過剰な熱中」の犠牲とすることさえ予想されうる。しかしながら、これらの弊害にもかかわらず、「改革の精神に由来する最終的な結果」は必ず人間の幸福に有利になるであろうし、現代の特徴である「理性の進歩と知識の普及」が必ず「人類の状態の漸進的改良」に導くであろう<sup>2)</sup>。

さらにステュアートによれば、この「理性の進歩と知識の普及」が、「立法の諸原理を科学にまで還元し、世論の進むべき道を予想することを、実行可能ならしめた」のであって、彼自身はこのことが「世界の現状において人間の幸福に資する多くの事情のうちで、おそらく最も重要なもの」だと考えるに至るのである<sup>3)</sup>。こうして彼は、「自然と正義に完全に一致する社会形態と、これを維持

1) *Ibid.*, p. 228. ステュアートによれば、「さまざまな時期にヨーロッパを瘡癩させた暴力革命」は、「主権者と政治家における革新の精神にではなく、時代遅れの諸形態への彼らの偏狭な執着に由来する」のであって、「時の経過によって承認された悪弊への崇拜と、世論の進歩への注意不足」とがあいまって「ほとんどのばあい、人類の支配者たちの判断力を失わせ、やがて政府がそのすべての効力をなくして、ついに革新の嵐があまりにも激しくかつ全般的に浸透するようになった結果、もっと早い時期に提案されておれば、その国の秩序と繁栄の友をすべて団結して既存の諸制度を支持させたであろう変化に甘んじることができなくなった」のである。 *Ibid.*

2) *Ibid.*, pp. 229-30.

3) *Ibid.*, p. 230. ステュアートは、「政治家は容易に、賢明な立法者が目指すべき究極の諸目的についての明白で安定した観念を形成し、人間的対象がおのずとそこに向かう傾向にあるあの様態の社会秩序を予見することができ、それゆえ彼の実践的聡明さと手ぎわは、彼のいづく重要な諸目的を、諸個人の平穩と、現実の諸制度に由来する諸権利とに矛盾せずに行うことができるかぎり

## D. スチュアート経済学における理論と実践

するに必要な立法諸原理が何であることを確定すること」が「政治学」の堅固な基礎を敷くための第一歩であると主張し、「約30年前に」フランスの「エコノミストたち」の思索がそれに費やされた「経済的体系」(Economical system), すなわち「政治社会の自然的体系」が、「この理想的完成像としての社会秩序」を確定する最初の企てであったことを指摘したのであった。<sup>1)</sup>

ところでスチュアートの見解によれば、この「経済的体系」の趣旨は「その反対者たちによって誤り伝えられたというよりもむしろ、その結論を採用した若干の人びとによって誤解されてきた<sup>2)</sup>」のであって、この点を明確にするため、彼は第8節の後半部分において、以下の三点にわたって「エコノミストの体系」の真意を解明しようと努めている。

## (1) ユートピア的統治計画との峻別

「経済的体系」の目的は「わが国では通常」, 「ユートピア的統治計画」のそれと混同されているが、両者ははっきりと区別されねばならない。後者においては、社会秩序がまったく「人間的技術」の結果であると想定されており、この秩序が不完全なばあいには、その害悪は「立法者の側のある洞察力不足」か、「その運動を彼自身が規制するあの機械の複雑な構造に対する為政者のある注意不足」に帰せられている。それゆえこの種の計画は、「その立案者たちが、以前の諸時代の蓄積された知恵に対するみずからの政治的聡明さの卓越性についていさぐ尊大で僭越な信念を暗示するかぎり」、それが蒙ったすべての嘲笑と軽蔑に値するものである。

これに対して「経済的体系」はまったく性質を異にしており、その主導的な見解は次の二つの仮定に基づいている。第1に、社会秩序はその最も本質的な

---

効率よくかつ速やかに完遂させるという配慮に限定される」ことになったという。 *Ibid.*, pp. 230-31.

1) *Ibid.*, p. 231. スチュアートは「エコノミスト」のことばのもとに、「ケネーの弟子たちだけでなく、彼とほとんど同時期に政治社会の自然的秩序 (the natural order of political societies) に関して思索を開始したフランスのすべての著作家たち」を含めている。 *Ibid.*, p. 489 Note N.

2) *Ibid.*, p. 232.

点において、「自然の英知」の結果であり、「人間的工夫」の結果ではないということ、それゆえ政治家の固有の任務は、「彼の理解にとってはとてつもなく複雑すぎる機械」のすべてのさまざまな部分にその注意を分散するのではなく、諸個人の権利を保護し、各人に「その同胞市民の権利の完全な確保と両立するだけの完全な自由」を許すことによって、「社会がそこに向かう傾向にあるあの秩序の樹立に対して人びとの偏見と悪徳が課したあらゆる妨害」を取り除くことであり、第2に、知識の普及と伝播に比例して、「すべての古い政策体系がその巧妙な管理に基づいて行なわれたところのあの偏見」が、除々に消滅するということ、それゆえ「出来ごとの不可避的な運行によって」、政治家は彼の諸施策を「世界がこれまで、それによって統治されてきたものよりも堅固で永続的な諸原理」に基づいて設定しなければならないということである。これら二つの仮定はともに近代に由来し、前者はフランスのエコノミストたちによって最初に表明され、後者は「出版の自由をある程度享受したヨーロッパのどの国においても現実に生じたあの急速な改良」<sup>1)</sup>によって示唆されたことは明白である。

1) *Ibid.*, pp. 232-33. スチュアートは、「ユートピア的統治計画」と「エコノミストの体系」における「道徳教育」とを次のように比較している。「ユートピア的企画者たちによって提案された大部分の計画については次のように付言してよいであろう。すなわちそれらは、国民の道徳的性格の奇跡的な改革が、ある新規の教育体系によって実現されるという仮定に基づいているということである。このような計画はすべて（ヒューム氏がいみじくも述べたように）実行不可能で幻想的なものとして安んじて放棄してよい。しかしこの反論は経済的体系には当てはまらない。というのは、道徳的改良を促進するためのこの体系の主要な手段は、われわれの教育者たちの注意と配慮にではなく、社会の政治的秩序に必然的に由来する教育に依存しているからである。ローマの詩人は言った、『最も賢明な法律でもそれが良き道徳に支えられていなければ、いかに無益であることか』と。（エコノミストたちは言っている）、『国民の道徳を維持しようとするすべてのわれわれの努力は、政治的秩序を規制する法律が人類の半分を貧窮と詐欺と隷属状態と無知と迷信に運命づけ、他の半分を上層階級の横柄さと富裕者の利己主義とに由来するすべての悪徳の奴隷にさせておかならば、いかに無益であることか』と、近代ヨーロッパにおいてどこにでもみられる諸個人の手許への法外な富の蓄積が、限嗣相続法の廃止と、商業とインダストリの完全な自由の樹立によって、漸次的に減少されるとしばしば仮定するならば、社会秩序のこの単純な変更、すなわち一国の富と人口を増進させるための最も効果的で最も確実な手段であるとしばしば証明されてきた変更が、道徳家のあらゆる努力にもまして、人類のすべての階級の徳性と幸福を確保することに貢献するであろうということ、ほとんど自明のことである。」*Ibid.*, pp. 233-34.

## D. スチュアート経済学における理論と実践

## (2) 「理論」と「事実」をめぐって

「エコノミストの体系」についてのもうひとつの誤った観念は、この体系が全面的に「理論」に基づいており、「事実」によっては支持されていないとみなされていることである。この体系の諸学説の若干には、この種の批判の余地があることは認められなければならないであろう。しかしながらこれらの学説は、「世界にこれまで提示されてきたどんな他の政治的諸思索よりも広範な根拠に基づいていると、安んじて主張してよい」のである。というのもこれらは「われわれがそれについて実際の知識をもっている少数の統治から収集された二、三の実例にではなく、私的生活の交渉において毎日その正しさが確かめられているあの人間本性の諸法則とあの常<sup>コモン・センス</sup>識の諸格言に基づいている」からである。このことをステュアートはスミスの論点を援用しつつ次のように説明している。

「政治的著作家が、輸入の抑制によって国内産業の奨励を目ざす商業的諸規制の愚かさを暴露するために、人びとが私生活においてそれに基づいて行動する諸格言に訴えるとき、また彼が、仕立て屋は自分自身の靴をつくろうとせず<sup>1)</sup>にそれを靴屋から購入し、また靴屋は自分自身の服をつくろうとせず<sup>1)</sup>に仕立て屋を雇うと述べて、どの私的な家族の行動においても慎重なことが

1) *Ibid.*, p. 234. ステュアートは古今の政治学者と天文学者を次のように対比させている。「立法の主題について思索した人びとのうちではるかに大部分のものは、これをそれ独自の科学 (a science *sui generis*) とみなし、その第1諸原理は、人類の行動を彼らの政治的能力において吟味することによってしか獲得できないと考えたように思われる。これに反しエコノミストたちは、国民の繁栄と国民の改良の諸原因を追求して、これを、われわれの日々の観察が諸個人の繁栄と改良に有利であることを示しているあの配列のなかに見いだした。前者は、大空の諸現象が、それらに固有の法則によって規制されていると主張する古代の哲学者たちに似て、通常経験から集められる諸事実に基づくそれらの現象の物理的諸原因を探求するとの試みをも思いとどまらせた。後者は、ケプラーとニュートンが天文学において成し遂げたのと同様に、政治学の改革を遂行することを目ざし、統治の秘策を考え出した人びとを除いてはだれもその有能な判定者であるとは想定されなかった諸問題を、人類をその私的関心事において導くあのコモン・センスに従属させることによって、われわれの政治的展望をすでにひじょうに広範にわたって拡大したところのひとつの科学の端緒を開いたのであって、この科学はやがて、宇宙を支配する諸規則の単純性に関して物理的天文学が示したのと同等に印象的な例証を、おそらく提示するであろう。」 *Ibid.*, pp. 234-35.

らは一大王国のそれにおいてもめったに愚かではありえないと結論するとき、彼は確かにある意味では理論に耽っているといいよい。なぜなら彼は、事実からはある程度の政治的繁栄と矛盾してはいないように思われる諸制度の効用を疑っているからである。しかし別の意味においては、またもっと哲学的な意味においては、彼は政治家の誤った諸理論に、人類のコモン・センスを、そしてどの人もその真理を彼自身の日々の観察によって確かめうるあの便宜<sup>1)</sup>についての諸格言、を対置しているといえるのである。」

### (3) 理論の適用可能性をめぐる

以上の二つの誤解にもましてずっと重大なそれは、「経済的体系が、ヨーロッパの現状において実際に達成可能な政治的秩序を示しているという観念」であって、これは「エコノミストの体系」の大部分の反対者だけでなく、その若干の支持者をさえ誤りに導いたのである。しかしながら「その体系の最も啓発された支持者たち」の見解は、これとはひじょうに異なっており、彼らは一様に、「世界におけるその〔体系の〕漸次的樹立の唯一の希望」を、「理性と文明の進歩の結果として哲学が人間の事象の運営において徐々に獲得することが期待されている影響力」に基づかせたのである。<sup>2)</sup>つまり「哲学の勝利が拡大するにつれて統治がますますそれに近づいてゆくと期待しうるあの政治社会」を描写することが、「経済的体系の最も初期の最も啓発された支持者たち」の主要な目的であった。それは「彼らが現在採用しうる最もふさわしいものとして特定の諸社会に推奨することを意図したものでは決してなく、それらの特定の社会がおのずからそこに近づく傾向があり、その進歩をそこにまで促進させるのが立法者の目的であるべき、事物の理想的秩序として意図されている」のであ

1) *Ibid.*, p. 235.

2) *Ibid.*, pp. 235-36. 「〔その体系〕がその完全な程度において実現されるであろう時期が、いざれ到達すると想定することは、熱狂と愚の骨頂であろうが、知的・道徳的諸力能を開発する手段が与えられ、平等な自由の立場とともに生活することが許される諸個人の数が増大するか減少するかに比例して、諸統治が多少とも完全になると主張したり、理性の進歩に比例して諸統治がこの記述〔経済的体系〕に現実ますます近づいてゆくであろうと期待することは、確かに熱狂でも愚かなことでもない。」 *Ibid.*, p. 236.



## D. スチュアート経済学における理論と実践

て、「数学者の言語」でいえば、それは「政治的秩序の進歩的改良の極限」に相当し、「当分のあいだ特定の諸制度の卓越性が評価されうる比較の基準」を示している<sup>1)</sup>のである。

実際、「経済的体系」が示している「完成像」(理想像)を「人間的事象の現状」と比較するとき、それが「実行に移すにはあまりにも暴力的で突然な改革案」を示唆しているように思われることは「決して不自然ではない」といえよう。しかしながらこの主題について、もっと完全に熟知すれば、「理論的完成像と、われわれの既存の法、偏見および生活様式との無分別な結合によって懸念される不幸」に気づくことにより、この「第一印象」を有効にぬぐいさることができるであろう。結局のところその体系は「社会秩序の完成に向かう人類の進歩が、必ずあらゆるばあい<sup>2)</sup>に漸進的でなければならず、またその歩むコースにおいて諸国民の立場と性格に応じて多様でなければならない」ことをわれわれに示している<sup>3)</sup>のである。こうしてステュアートは(われわれが前節末尾において引用した)「エコノミストの体系」についての結論的叙述、すなわち「社会の完全な秩序に関する思索は、政治家が目標としなければならない究極的对象の記述としてのみみなされるべきで〔あって〕、彼の政権の平穩や彼の施策の直接の成功は、彼の良識と彼の実践的手腕に依存している。……」という結論に導かれたのであった<sup>3)</sup>。

1) *Ibid.*, 「経済的体系について今しがた与えられた見解によれば、その諸原理は社会の平穩にとって大いに有利であるように思われる。というのも、真理と自由が結局は必ず誤謬と不正に対して勝利をえるという確信をわれわれに吹き込むことによって、それは暴力と流血によって支えられるあらゆる革新の計画を思いとどまらせる傾向をもっているからである。」*Ibid.*,

2) *Ibid.*, pp. 238-39.

3) *Ibid.*, p. 240. このあとステュアートは、(印刷術の発明による)「知識の普及と人類の進歩的改良」に支えられた現代社会の特異性に言及しつつ、「政治体」の原動力の変遷(本能→偏見→理性=哲学)をたどり、最後に将来社会と「政治学」の歩むべき道についての展望を示している。「理性の進歩、知識の普及およびそれらの結果としての人類の改良についての……展望が実現されるに比例して、世界の政治の歴史は安定的で画一的な諸原因によって規制されるであろうし、哲学者は人間的事象の将来の行程に関する蓋然的な推測を形成しうるのである。……〔また同じ状況に比例して〕特定の諸国家における国内的社会秩序と、戦争と和平交渉の結果としてさまざまな共同社会のあいだに存在する諸関係とを含むところの、人間的事象の

#### 4. 『経済学講義』における理論と実践

『精神哲学要綱』第4章第8節では、以上のように、現実の複雑な社会機構を理解するための手段としての「理論＝抽象」（一般的諸原理）の有効性に力点が置かれ、この有効性を疑問視ないし否定する「実務的政治家」および「政治的経験主義者」の観点を批判するという特徴がみられるとあってよいが、同時に「理想的完成像としての理論」の「現実への軽率な適用」に対して警鐘が発せられていた。そのさいステュアートは「国民の精神」の独自性に注目し、一国の世論、生活様式、具体的諸状況を十分に配慮するよう読者に訴えていた。確かに知識の普及によって世論が啓発され、国民の偏見がぬぐい去られるような状況が可能であろうし、ステュアート自身もこのことに「楽観主義的」な期待をかけていた。そこでは「正義」と「便宜」が一致し、「理論」と「実践」（政策）との関係は対立的なものとはならないであろう。しかしステュアートの「楽観主義」は、現実社会における「理論」と「実践」との齟齬への深い認識から、将来への希求として発せられたものであることを看過してはならないであろう。スミス経済学の継承・発展を意図したステュアート経済学においては、理論と実践をめぐる諸問題がつねに念頭に置かれていたのである。われわれはその一例をステュアートの『経済学講義』の中から示しておかねばならない。<sup>1)</sup>

全体系は、『既知の安定した』諸原因の影響力に従うであろう。」*Ibid.*, pp. 249-50.

ジョン・ヴィーチは、「政治学における一般的な諸原理の効用と誤用」を論じた『要綱』第4章第8節は、「ステュアート氏の文体と全般的能力のすばらしい見本」を示していると評し、次のように述べている。「小さな端緒から、彼は一步一步次第に包括的な論点へと上昇し、最後に、展開途上の重要な自分のテーマを衍敷することに熱中しつつ、人類の過去の歴史と将来の展望の叙述で結んでいるが、そこでは知性と想像力が仲よく手に手を取って、この描写に知性による迫力と広がりとを、そして想像力による気品と色どりと洗練とを与えている。」  
John Veitch, 'Memoir of Dugald Stewart,' in *Stewart's Works*, vol. X, p. lxvii.

- 1) ステュアートの『経済学講義』を取りあげた最近の邦語文献としては、前掲拙稿（「ドゥーガルド・ステュアートとスコットランド啓蒙思想——「経済学講義」をめぐる——」）のほか、次に次の太田氏のものがある。太田要「デューゴールド・ステュアートのポリティカル・エコノミー」『立教経済学研究』第41巻第4号（1988年3月）。この論文は「スミスを座標軸としつつステュアートの経済学史的位罫を探るための予備的作業として」『講義』の「序論」の論旨を詳細にあとづけたものであり、「本論」を考察対象とする統稿が期待される。

## D. スチュアート経済学における理論と実践

『講義』第2編第3章は「交易論」(Of Trade)に当てられており、その第1節は「自由貿易論」(Of the Freedom of Trade)の原理を論じ、この原理がフランスの作家によって「体系的なやり方で」提示されるに先立って、「その最も早いヒント」がブリテンで示唆されていたことを確認している点で興味深い内容を含んでいるが、われわれにとって関心があるのは、第2節の「穀物取引論」(Of the Corn Trade)である。これはスミス『国富論』第4編第5章の「余論」(穀物貿易および穀物法にかんする余論)を解説・展開したものであって、基本的原理はスミスの諸原理を踏襲しているといつてよい。とりわけステュアートは、「国内取引商の利害と国民大衆の利害とは、一見したところ、どれほど相反するよう見えても、その実、大凶作の年にさえまったく一致している」というスミスの主張<sup>2)</sup>に基づいて、いわゆる「買占め人」(forestallers)に対する一般大衆の誤った偏見を批判することに力点を置いていた。

「国内穀物取引のばあいには、社会全体の融通が、無制限の輸送の自由を許すことによって最も効果的に考慮されるということは、最も深刻な欠乏の年においてさえ、国内取引商の利害と国民大衆のそれとがまったく同一であることから明らかである。この原理の真理性は自明ではなく、逆に国民の偏見によってひじょうに強く反対されていることが認められねばならない。しかし、このことは次のことを証明するにすぎない。すなわち、賢明な政府が、法律によってこの商業部門の自由を認可するだけでなく、最も力強い手段を用いてそれを効果的なものにして、自分自身の利害についての偏った、もしくは誤った見解によって諸個人〔穀物取引商〕の正当な諸権利を侵害しがちになりうるあの無知な類の人びと〔国民大衆〕から、それらの正当な権利を保護することが、いかに便宜に適っているかということである。」

「〔国内取引商〕が欠乏の年に社会に役立つ最も効果的な方法は、彼の穀物の価格をその季節の真実の欠乏が要求する高さにまで——この限界を越えな

1) Stewart, *Lectures on Political Economy*, 2 vols., vol. II, in *Works*, IX, p. 34ff.

2) *Wealth of Nations*, vol. I, p. 524. 邦訳Ⅱ, 233ページ.

いように——できるかぎり引き上げることであって、これが彼が自分の知識の及ぶかぎりそれに基づいて行動するであろう一般的原理であるということは、どの取引商人も彼自身の報酬に対してもっていると思われるが想定してよいあの慎重な配慮のなかに、その完全な保証が見いだされる。<sup>1)</sup>

ところでステュアートは、「フランスにおいては買占め人 (Accapareurs) に対する諸偏見はイングランドにおいてよりもさらにいっそう根深」く、「法律によって国内穀物取引に課せられた拘束はずっと数多く、抑圧的であった」という事実を強調し、「のちの時代になってこれらの偏見を正し、この主題についてのより啓発的な政策を導入するためになされた企て」が、「その国の政治史と若干の有名な政治家の運命とに密接に関係している」ことを、読者 (= 学生) に訴え、「すでに述べた一般的諸原理の追加的証明と例証」を提供するために、1760年代からフランス革命期までの——テュルゴの登場からケッケルの失脚までの——穀物取引をめぐる諸論争を克明にあとづけている。<sup>2)</sup>

ところがわれわれにとって興味深いのは、この例証 (= 余論) の後半部分が、穀物の自由取引に反対の立場に立つネッケルの擁護論になっていることである。ステュアートは次のようにいう。

「穀物取引の自由は抽象的に考えれば賢明で正しい手段であるけれども、これが1787年にサンスの大司教 (Archbishop of Sens) によって軽率に導入されたということは当時の状況に精通しているすべてのものによって容易に認

1) *Lectures on Political Economy*, I, Works, IX, pp. 48-9. 傍点は原文のイタリック。以下同様。

2) *Ibid.*, pp. 62-86. ホントとイグナーティエフは、『国富論』第4篇第5章「余論」のコンテキストはこの「フランスの論争」に求められなければならないと主張している。「スミスの『穀物に関する余論』の決定的な文脈は、イングランドやスコットランドの群衆への対応にはなく、1764年から66年における国内取引の自由化をめぐるフランスの論争にある。この論争は、想起さるべきことであるが、スミス自身がフランスに滞在していたときに生じたのである。」Istvan Hont and Michael Ignatieff, 'Needs and Justice in the *Wealth of Nations*: an introductory essay,' in Istvan Hont and Michael Ignatieff (eds.), *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment* (Cambridge, 1983), p. 15. この論文の§ III ('Moral economy, police and political economy: the grain trade debate') に D. ステュアート (とりわけ『経済学講義』の「穀物取引論」中の当該「余論」) への言及がないのは残念である。

## D. スチュアート経済学における理論と実践

められるであろうと私は信じている。当時は確かに、そんなにもデリケートできわどい性質の問題については民衆の偏見に衝撃を与えるべきではなかったのである。また、とりわけテュルゴ氏と密接な関係にあったドゥ・ブリエンヌ氏 (M. de Brienne) は、その大臣〔テュルゴ〕があえて試みはずっと穏健な改革に対して引き起こされたかつてのやかましい反論を必ず復活しうるような手段は避けるべきであった。またヤング氏〔Arthur Young〕のように、この自由が奨励した交易は輸出よりも輸入のほうであったと言っても、この手段に対するなんの弁解にもならない。国民はむしろその反対のほうを信じていたようであり、輸出の自由は（のちに示すように）輸入の自由と同様に社会にとって有益ではあっても、この原理の真理性は、通常理解力の持ち主には明白であるどころか、それを実際の経験によって立証するためには数年を要するのである。その最初の諸効果は確実に国民の生活資料を減少させて、その価値を上昇させることにある。それゆえ、フランス政府の全構造がよろめいて倒壊しつつあるときに、継続的な国民の平穩のみが実現しうるような遠い〔将来の〕利益への思弁的希望に基づいて、この人騒がせな不便宜をあえて企てることは、ひじょうな不手際である。それゆえネッケル氏は、賢明な大臣というものが国民の偏見に対して払うのが義務であるところの考慮から、輸出貿易を禁止したという点において十分に正当化されるのであり、しかもこのばあいには、彼は何らの積極的な害悪をも与えたのではなく、ただ思弁的原理を放棄したにすぎないのであるから、とくにそうである。<sup>1)</sup>

したがってステュアートによれば、穀物取引にかかわる諸手段の便益性の問題は、「経済学的一般の諸原理」によっては決定されず、これらの手段が「世論 (the public mind) の現状に適合しているかどうか」にまったく依存していることになるのである。<sup>2)</sup> この点で彼は、『道徳感情論』第6版 (1790年) での例の「チェス盤の駒」と「体系の人」との関係を述べたスミスの警告を、以上の自

1) *Lectures on Political Economy*, II, Works, IX, pp. 80-81.

2) *Ibid.*, p. 84.

己の見解を補強するものとして——「体系の人」(man of system)を「体系的政治家たち」(systematic politicians)と言い換えて——引用し<sup>1)</sup>。そのあと、穀物取引論の彼自身の「余論」を全体として次のようにしめくくっている。

「以上の〔スミス〕の所見は、抽象的に正しいことがら (what is *abstractly right*) と実践上便宜的なことがら ([what is] *practically expedient*) とのあいだの、私がしばしば言及してきた区別を例証するのに役立つと同時に、もし私に誤りがなければ、ある程度ネッケル氏の諸施策の正当性を立証するか、もしくは少なくとも次のことを示すであろう。すなわち、それらの施策が誤っていたとすれば、その誤謬はそれらが経済学の一般的諸原理と一致していないということではなくて、それらが世論の動揺を静めるよりむしろ増大させるようなやり方で実行されたことに由来するということである。この主題については、彼〔ネッケル〕と彼の敵対者はともに、両極端に走ったように私には思われる。すなわち前者は、特定の行政の細<sup>ディーテールズ</sup>部に没頭しすぎたために、一般的諸原理の思索に対処しえなかったのであり、後者は、理論的に正しいことがらを賛美するあまり、実際の状況運営において出現する障害に気

1) 「彼〔体系の人〕〈体系的政治家たち〉は〈が〉、ひとつの大きな社会のさまざまな成員を、手がチェス盤のうえのさまざまな駒を配置するのとおなじく容易に、配置できると想像している〈ということは、彼らのあいだでよくみられる致命的な誤りである。〉ように思われる。彼〈ら〉は、チェス盤のうえの駒が、手がそれらにおしつけるもののほかにはなんの運動原理ももたないこと、そして人間社会という大きなチェス盤のなかでは、すべて単一の駒が、立法府がそれにおしつけたいと思うかもしれないものとまったくちがった、それ自身の運動原理をもつということを、まったく考慮しないのである。もしそれらのふたつの原理が一致し、おなじ方向にはたらくならば、人間社会の競技は、容易に調和的に進行するであろうし、幸福で成功したものである可能性が強いのである。もしそれらが、対立または相違するならば、競技はみじめに進行するであろうし、社会はつねに、最高度の無秩序のなかにあるにちがいない。／政策と法の完成についての、ある一般的な、そして体系的でさえある、観念が〈と同じ著者は続けて言う〉、政治家の諸見解を方向づけるために、疑いなく必要であろう。しかし、その観念が要求すると思われるあらゆるものごとを樹立すること、しかもすべてを一時に、あらゆる反対にもかかわらず、樹立することを主張するのは、しばしば最高度の傲慢であるにちがいない。」 *Ibid.*, pp.85-86. Cf. *The Theory of Moral Sentiments*, p. 234. 邦訳468ページ。〈 〉内はステュアートの表現。／はスミスによる段落。

づかなかったのである。<sup>1)</sup>」

こうして、「余論」の後半部分は、「実践」の重要性を強調しつつも、最終的には議論を一巡させ、「理論」とのバランスを想起させている。

## 5. おわりに

スチュアートは、理論の実践的適用にかかわる問題は『国富論』の一般的計画のなかにうまく収まらなかったとしながらも、スミス自身はこの問題に十分に気づいており、『国富論』で示されたスミスの政治的思索の明確な目的が、「立法者の諸制度を指導すべきである正義ならびに便宜の一般的諸原理を確定すること」にあると考えていた。<sup>2)</sup> スチュアートは最晩年の著作（『能動的・道徳的力能の哲学』1828年）においては、「正義」と「便宜」の問題を、「人間の基本構造」（もしくは人類の自然的感情）に由来する「自然的正義の諸観念」と、「政治的結合」に由来する「功利の諸観念」とに結びつけて、両者の峻別と調和の問題を論じることになる。<sup>3)</sup> しかしながら、これらの対比は「所有権」の源泉をめぐる諸問題とのかかわりにおいて行なわれているのであって、彼によれば「すべてのさまざまな種類の政治社会に共通する、もしくは少なくとも共通すべき」（第1種の）実定法に含まれるところの「所有権法」は、「農業、商業およびずっと洗練された生活の技術においてある程度進歩した社会に特有の」（第2種の）実定法に属するところの「市民生活の通常取引と社会のさまざまな構成員の特定の諸権利とを規制する法律」とは区別されていた。そして後者の実定法にか

1) *Lectures on Political Economy*, II, *Works*, IX, p. 86. スチュアートはまた、「穀物輸出奨励金」を批判するスミスの論点に対しても同じようなコメントを付していた。「グレート・ブリテンの現状においては、土地の耕作者に実際に有益であることが証明されうるような諸規制はすべて、私の考えでは、自由の一般的諸原理からの逸脱として非難しえないのであって、とくにすべての職業のうちでこの最も重要なものが、近代社会の基本構造とおそらく切り離しえないひじょうに多くの負担のもとにあえいでいるかぎり、そうである。」*Ibid.*, p. 118.

2) Stewart, 'Life of Smith,' *Works*, X, p. 57. 邦訳65ページ。

3) *The Philosophy of the Active and Moral Powers of Man*, 2 vols. (Edinburgh, 1828), vol. II, in *Works*, VII, pp. 260-73 (Supplement [On the Right of Property] to Chapter Second [Of Justice] ).

かわる「正義」と「便宜」の諸原理を確定することが、彼の「広義」の経済学の目的とされていたのである。<sup>1)</sup>したがって彼は、この広義の経済学を、「立法の理論のうちで『個々の法を制定するにあたってその正邪を判定しうるところの法の中の法』〔としての基本的政策原理〕を確定することを目的とする部門<sup>2)</sup>」とも言い換えることができたのである。

本稿では、一般的諸原理とその適用という視点から、「正義」と「便宜」の問題のひとつのバリエーションを考察の対象としたのであった。<sup>3)</sup>残された課題は多いが、最後に『経済学講義』（の「経済学プロパー」中の）最終パラグラフから次の一節を引用することにより本稿を終えたい。これは、難解なステュアート『スミス伝』第4節の意図の一端を示唆しているものと理解してよいであろう。

「とりわけスミス氏の政治的著作の全体は、次の偉大な格言に対する注釈とみなされてよいであろう。それは、諸国民のばあいでも諸個人のばあいと同様に、正直は最良の最も確実な政策である (*in the case of nations, as well as of individuals, Honesty is the best and surest Policy*) ということ、もしくはほぼ同じことになるが、われわれの研究が正義の感覚と私心なき真理愛とによってのみ導かれるとき、われわれの結論は人類の最高の利益に貢献するにちが

1) 以上の点については、前掲拙稿「ドゥーガルド・ステュアートの道德哲学——「自然法学」と「政治学」をめぐる——」205-206ページを参照。

二種類の実定法の区別に関しては、ステュアートはゴゲの『法・技術および科学の起源』（1758）（De Goguet, *The Origin of Laws, Arts, and Sciences, and their Progress among the Most Ancient Nations*, translated from the French, 3 vols., London, 1775）によっている。

2) Stewart, 'Preface' to the *Dissertation, Works*, I, p. 22. Cf. *Lectures*, I, *Works*, VIII, p. 10. ステュアートが依拠しているベーコンの表現（ステュアートによる英訳）では次のようになっている。「ぜひとも望ましいことがらは、自然的正義の諸原理と政治的便宜の諸原理を研究することによって、立法の理論的モデルを提示することであって、このモデルは、諸都市の法典の相対的卓越性を評価する基準として役立つと同時に、人類の福祉を深く心にかける人々に対して、それらの法典を修正し改良するためのヒントを示唆するであろう。」Francis Bacon, *De Dignitate et Augmentis Scientiarum*, lib. vii, cap. iii, cited in *Dissertation, Works*, I, p. 72.

3) 観点は異なるが、ホントとイグナーティエフの『富と徳性』の冒頭論文「『国富論』における Needs と Justice」も、「実践」と「理論」との関係論じたものと解してよいであろう。



## D. スチュアート経済学における理論と実践

いないということである。このような諸思索は、知性を拡大しかつ心情を陶冶することにより、政治的思索の諸原理のあいだの結合と調和を明示し、同時に徳性の権威を力強く高め、実行へのあらゆる立派な動機を活気づける傾向がある。それらはとりわけ、人類を教化し啓蒙しようとするわれわれの努力を刺激し、また真理の追求と人類の福祉とが不可分の関係にあるとみなすようわれわれに教えることによって、社会の進歩に対してかくも多くの障害を課するあの偏狭で誤った便宜の諸概念の影響を、一丸となつて阻止する<sup>1)</sup>のである。」

(関西学院大学経済学部教授)

---

1) *Lectures, II, Works, IX*, p. 348. スミスにおいては、'Honesty is the best policy' という格言は、『道徳感情論』第1部第3篇第3章「……われわれの道徳感情の腐敗について」(第6版での追加章)においてみられる。「したがって、正直は最良の方策だという、むかしからのことわざは、このような〔中流および下流の生活上の地位にある人びとの〕境遇においては、ほとんどつねに完全な真理としてあてはまる。」*The Theory of Moral Sentiments*, p. 63. 邦訳97ページ。